

2022年4月8日・9日

保護者各位

甲陽学院中学校・高等学校

校長 今西 昭

新学期を迎えるにあたって

新型コロナウイルス感染症流行の第6波は、これまでにない数の感染者を発生させました。ピークを越えた後も、感染減少のペースは遅く、ここしばらくは「下げ止まり」あるいは「リバウンドの兆候」が見られます。

3月21日をもって兵庫県下に適用されていた「まん延防止等重点措置」が解除されましたが、あわせて兵庫県から新たな「対処方針」が発表され、ひきつづき感染拡大防止への協力が求められています。

具体的には、不要不急の外出を自粛すること、登下校時におけるマスク（不織布マスク推奨）着用とマスクを外した場合に会話を行わないこと、食事中もマスクを外した場合は会話を行わないこと、などです。その他については兵庫県のホームページをぜひご確認ください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/documents/2g_kaiken20220317_10.pdf

一方、3月下旬より政府のコロナ対策が一部変更され、(オミクロン株が主流である間において)濃厚接触者の同定・行動制限やその期間などが緩和されました。その結果、校内における濃厚接触者調べが基本的には求められなくなる一方、家庭内や校外での感染者の濃厚接触者調べ等は継続されます。ただし、自宅待機期間はひきつづき原則7日間とされるものの、条件を満たせば5日間でも可となりました（右表参照）。

こうした政府のガイドラインの変更を踏まえて、本校の「出席停止期間の基準」の表につきまして、次頁のように改訂をいたします。これまで同様にこの基準でご協力を賜りますようお願い申し上げます。

出席停止期間の基準

2022年4月7日改訂

A. 生徒本人の状況

1	発熱や咳等の症状がみられる場合	症状が出た日から治癒するまで（ただしPCR検査未受検で、症状の原因が新型コロナである可能性を排除できない場合は症状消失後48時間を経過するまで出席停止）
2	濃厚接触者に特定された場合	原則として、感染者の発症日（無症状の場合は検体採取日）か感染対策開始日の遅い方の翌日から7日間。ただし4日目および5日目に国が承認した抗原検査キットで陰性の場合は5日間（あるいは5日目のPCR検査で陰性の場合は5日間）でも可
3	感染が判明した場合（有症状）	発症日から医師または保健所が登校を許可した日の前日まで（原則、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に解除）
4	感染が判明した場合（無症状）	感染判明日から医師または保健所が登校を許可した日の前日まで（原則として、検体採取日から7日間を経過した場合に解除可能）

※なお、2022年3月25日付の文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課からの事務連絡によれば、

「学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間出席停止等の措置をとること」とされています。この場合の出席停止期間は5日程度を目安とします。

B. 同居家族の状況

1	未診断の発熱や咳等の症状がみられる場合	同居家族の症状が出た日からその症状が消失する日まで
2	感染が判明した場合	A-2